



平成 31 年 2 月 19 日

各位

会 社 名 株式会社ディー・ディー・エス
 代 表 者 代表取締役社長 三吉野 健滋
 (東証マザーズ・コード番号 3782)
 問合せ先 取締役管理担当 貞方 渉
 電話番号 0 5 2 - 9 5 5 - 5 7 2 0
 (URL <http://www.dds.co.jp>)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 31 年 3 月 20 日開催予定の第 24 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款の一部変更

(1) 定款変更の目的

本日開示した『代表取締役の異動および取締役候補者の決定に関するお知らせ』のとおり、今回予定している会長職の新設に伴い、株主総会、または取締役会の運営に関して柔軟な対応が出来る様、変更するものです。

(2) 定款変更の内容

定款変更の具体的な内容については、次のとおりです。

(下線部分 は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第 15 条 <u>株主総会は、法令に別段定めある場合を除き、取締役会の決議に基づいて、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</u></p> <p>(2) <u>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 24 条 <u>取締役会は、法令に別段定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集しその議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</u></p>	<p>(議長)</p> <p>第 15 条 <u>株主総会の議長は、あらかじめ取締役会の決議によって定めた取締役がこれにあたる。</u> <u>当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>(2) 削除</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 24 条 <u>あらかじめ取締役会の決議によって定めた取締役は、取締役会を招集し、かつ、その議長となる。</u> <u>取締役会議長に欠員又は事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</u></p>

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定） 平成31年3月20日（水）

定款変更の効力発生日（予定） 平成31年3月20日（水）

以 上